

【特集】

小規模企業等に係る 税制のあり方について

与党の令和4年度税制改正大綱の「第一 令和4年度税制改正の基本的考え方」には、次の記載がある。

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方
2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
(1) 個人所得課税のあり方

① 諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

また、同大綱の「第三 検討事項」には、次の記載があるが、この内容は平成25年度の税制改正以後、表現を変更させつつも継続的に掲載されているものである。

検討事項

3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

今後の税制改正に向けて、所得税・法人税を通じて総合的に検討することが予定されている。そこで、今回の特集では、小規模企業等に係る税制のあり方について、ご提言いただいた。

1—小規模企業等に係る税制—問題提起の背景—●藤曲武美

2—柔軟な働き方を促進する所得税等のあり方●中村琢也

3—記帳水準の現状と向上策●金子友裕

4—法人成り・個人成りの実態と課題●小谷羊太

5—諸外国における小規模企業の選択肢と税制～パス・スルー課税を中心として～●平野嘉秋

1

小規模企業等に係る税制 —問題提起の背景—

藤曲武美 ● 税理士

はじめに

小規模企業等に係る税制のあり方については、毎年度の与党の「税制改正大綱」の「第三 検討事項」に次のように掲載されてから久しい⁽¹⁾。

「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの『所得の種類に応じた控除』と『人的控除』のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」

そこで、改めて小規模企業等に係る税制上の検討すべき課題とその背景となっている社会・経済情勢の変化や法人税・所得税の問題点について検討する。

I 働き方の多様化と給与所得控除等の見直し

1. 働き方の多様化

近年、経済社会の構造が著しく変化する中で、働き方が様々な面で多様化している。昭和時代の典型的なパターンは、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、退職金の支給を受ける」といった終身雇用パターンが典型的であった。しかし、近時の特徴、傾向としては、インターネット上のプラットフォームによるシェアリングエコノミーの一般化などにより、企業に勤めながらも、別途に副業（複業）を行うケースも増えている。そのような傾向を受けて、企業のモデル就業規則も、企業が「副業を許可する」ことをうたっていたものから、「他の会社等の業務に従事することができる」ように変化してきている。特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負う、子育てをしながら会社員時代に培った技能を活かして在宅で仕事を請け負う、企業従業者などが長年培った能力や経験

(1) 多少の表現の変更はあるが、ほぼ同内容の検討事項として平成25年度から令和5年度の「税制改正大綱」まで継続して掲載されている。

を活かし業務単位の仕事の請負や起業支援等の形で活躍するなど、多様な働き方が増えている。人生100年時代においては、更に、こうした傾向が強まると考えられる。

2. 給与所得控除・公的年金等控除の問題点

従来のわが国の個人所得課税は、こうした多様な働き方の拡大にマッチした税制になっているとは言い難いものであった。事業所得等については事業収入等から必要経費を差し引く一方、給与所得については給与収入から給与所得控除額（特定支出額が給与所得控除額の2分の1を上回る場合には、特定支出控除と（給与所得控除額×2分の1）の合計額）を差し引くこととされている。また、公的年金等収入については、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的な給付であること等を考慮し、公的年金等控除を差し引くこととされている。このように、従来の税制の仕組みは、従来型の終身雇用を典型とした税制となっており、それ以外の働き方や収入の稼働方法に対応したものとなっていなかったといえる。

更に、給与所得控除については、過去における所得税の税率区分が細分化され、かつ最高税率が高率であったことへの対策として、物価高騰による賃金アップに対する増税に対して、給与所得控除の引き上げによって対処したことの影響が長期間にわたって引き継がれていた⁽²⁾。すなわち、給与所得者の実際経費に比較し、給与所得控除額が大幅に高額になっていた状況が継続していたといえる。

3. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（平成30年度改正）

平成30年度税制改正においては、働き方の

多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、次のような給与所得控除と基礎控除の改正が行われ、令和2年分からの適用になった（所法28③、同86①）。

- (1) 給与所得控除額を一律10万円引き下げる。
- (2) 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額を195万円（改正前：220万円）に引き下げる。
- (3) 基礎控除を一律10万円引き上げる。
- (4) 合計所得金額が2,400万円を超える個人については、基礎控除額を減減し、合計所得金額2,500万円を超える個人については、基礎控除の適用はできないこととする。

4. 給与所得控除・基礎控除等の更なる見直しについて

平成30年度税制改正により、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の見直しが行われたが、この改正が、「働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランス」の是正にどの程度の影響を与えているかについて、及び更なる見直しについて検討する必要がある。

II 法人税と所得税の統合問題と課税の中立性

1. 法人成り選択の問題点

平成26年度の税制調査会法人課税ディスカッショングループでは、中小企業に係る議論の一つとして、個人事業と変わりがない小規模法人と個人事業との課税の不均衡が取り

(2) 1974年～1984年の所得税率は19区分で最高税率が75%であった。

上げられ、「個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する『法人成り』の問題は、その歪みを是正する必要がある。『法人成り』の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。」との指摘がされている。

一般的に、法人成りによる主なメリットとしては、①配当額を調整することにより個人の段階での累進課税を回避し、あるいは、課税時期を繰り延べることにより、租税負担を軽減可能なこと（所得税率と法人税率とに差があること。）、②個人の資金需要に応じて、利益の中から役員報酬や不動産賃料等を支出して、法人課税所得を親族らに分配・分散し圧縮できること（親族への支払いが、所得税と異なり、損金算入できること。）、③役員報酬については、個人事業形態では認められない給与所得控除を受けることができること、④法人の役員、家族従業員に対して福利厚生費などの諸経費が容認されることの四つが挙げられる。

これらの制度上の違いが、納税者におけるトータルの税負担の有利不利を結果することから、納税者において法人成りなどの課税制度の選択が行われており、税の中立性を損なっているとの問題点がある。

資本金が1億円以下である中小法人と個人事業者の税負担比率を比較すると、中小法人の法人税については、約800万円の所得金額を境に、法人税と所得税の負担率が逆転し、それ以上所得がある場合は、法人組織における税負担率の方が低い。オーナー経営者自身の税負担をみると、給与所得控除により、課税所得を一定額減額することができることから、組織形態として法人を選ぶことが税負担

の軽減において有利である。また、配当金については、オーナー経営者にとって法人税との二重課税が生じ、配当控除によっても完全なその排除は行われないため、個人事業者に比べ税負担率は高く、配当を行うことへの負のインセンティブが生じている。

2. 法人課税と個人課税の二重課税の排除（統合問題）との関連

法人形態により事業を行った場合と個人として事業を行った場合の理論的問題としては、従来から二重課税の排除（法人税と所得税の統合）の問題があった。

法人税の性質については、従来から（1）法人税は所得税の前取りとする考え方と（2）法人税は法人の担税力に着目した独自の租税であるとの考え方の二つがある⁽³⁾。法人税は所得税の前取りであるという考え方からは、法人税と所得税の二重課税の排除が問題となってくる。

法人税と所得税の二重課税排除の実際の租税制度の設計としては、次のような各方式がある。

①組合（パス・スルー）方式⁽⁴⁾、②カーター方式、③法人税株主帰属方式、④支払配当損金算入方式、⑤二重税率方式、⑥配当所得控除方式、⑦配当所得税控除方式⁽⁵⁾

この二重課税排除の方式とされているパス・スルー方式などが、個人課税と法人課税の課税における中立性のための制度としても参考になるのではないかと考えられる。

(3) 金子宏『租税法 第24版』（弘文堂、2021年）331頁

(4) 米国のパートナーシップ課税やS法人課税などが該当する。

(5) わが国はこの方式を採用している。

Ⅲ 諸外国の事業体課税と パス・スルー課税の検討

1. 諸外国の事業組織体に関する課税

(1) 諸外国の事業組織体と課税体系

私法体系がわが国と異なる諸外国においては、それぞれの設立準拠法により事業組織体が設立される。また、法人概念も日本と同一ではない。米国やフランスでは、納税者がその課税方法を選択する制度があり、法人税での申告又は所得税の申告の選択を認めている⁽⁶⁾。また、法人格がある組織体について、パス・スルー課税を行っている国もある。このように、ある組織体が法人格を持つかどうか、あるいはどのように課税されるかは、各国の政策によっているといえる。

米国は、チェック・ザ・ボックス規則を施行し、一定の法人として扱われる組織体を除いては、法人として課税されるか、パートナーシップとして課税されるかを、一定の届出を行うことにより納税者が選択できる。また、一定の小規模普通法人が構成員課税を選択できるS法人制度がある⁽⁷⁾。その他の国では、法人について、構成員課税又は法人課税の選択をできる制度（フランス）や法人であるLLPについて構成員課税とする英国の制度なども存在する。

(2) パートナーシップの課税

パートナーシップの取扱いや計算については、次のような点で概ね各国共通する。パートナーシップの段階で所得計算が行われ、その所得性質を引き継いだ上で、契約上の分配割合によりパートナーに配賦がされ課税され

る。所得計算においては、家族との取引は適正額であれば控除でき、パートナーシップは、定められた項目ごとに所得を区分し集計し、パートナーに通知し、パートナーはそれに基づき申告を行う。パートナーシップの課税では、法人をパス・スルーするので法人に対する課税と個人に対する課税の二重課税などは生じない。

(3) 米国S法人制度

米国のS法人制度は、普通法人の全株主の同意により選択することができ、法人所得を株主にパス・スルーさせて個人所得課税とする制度である。選択できる法人の要件は、株主が100人以内であること、発行株式が1種類であること、株主が個人等であること等である。株主の所得は持株割合により配賦される。株主は有限責任であるので、損失は出資額までしか配賦されず、それを超える場合は翌年以降に繰り越される。法人所得について法人税が課税されず、二重課税が回避されること、社会保障税の軽減・回避等のメリットから、2015年には全法人のうち68%を占める471.7万社がS法人を選択している⁽⁸⁾。

S法人株主の取得する所得の所得区分は、S法人の事業を基に決定されるが、キャピタルゲインや別途税法上区別されて課税又は計算する所得や控除については、それぞれ個別に抽出してS法人株主に通知し、その申告を行うこととなっている。

S法人の役員である株主の場合、自分の報酬額がS法人の損金となっているが、S法人の所得金額をベースとし、株式数に応じた配賦額をそのまま申告すればよいことになる。株主は、S法人からの配賦額のほか、その報

(6) 米国のチェック・ザ・ボックスなどが該当する。

(7) 北野富士和「米国連邦税法上の「S法人」をめぐる法的諸問題—わが国における小規模企業税制への示唆を求めて—」税法学577号（2017年）49頁など参照。

(8) 前掲注（7）、53頁

酬額について給与収入として申告するが、米国では給与所得控除はないので、課税ベースが減少することはない。S法人がパス・スルー計算を容易に行えるのは、日本のような多数の所得区分がなく、法人の損金と個人の必要経費の範囲に大きく相違がないことによる⁽⁹⁾。

(4) 小規模法人に対するパス・スルー課税

閉鎖的な小規模法人においては、法人は取引上の導管として機能しているにすぎないと見ることもでき、法人所得が事実上株主に支配され、帰属していると見ることができ、株主においては、法人所得が法的には直接帰属しないことが組合の場合の組合員と異なる。しかし、所得を支配している株主に、法人所得を直接帰属させて課税するパス・スルー課税制度が考えられる。

パス・スルー課税を行えば、法人課税と個人課税の有利選択のような問題の解決にはつながると考えられる。しかし、諸外国の所得税は、わが国ほどの所得区分や給与所得控除などはなく、わが国での制度化にあたっては、株主に対する所得の配分や所得区分の問題などの検討が必須となる。

法人を個人とみなして課税しようとするわが国の場合の主な目的は、法人成りによる税負担が少なくなるという問題を是正しようとするものである。したがって、このパス・スルー課税の結果は、適用を受ける個人にとっては課税強化であり、社会保障税の軽減・回避を結果する米国のS法人制度の趣旨とは、全く逆の効果である。

なお、平成22年に廃止された特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度(旧法35①)が、短時間で廃止に至ったこ

とも併せて考慮するのが不可欠である。

2. パス・スルー課税を行う場合の留意点

パス・スルー課税やS法人制度も二重課税の排除やどちらかと言えば課税の軽減につながる制度である。しかし、わが国で法人を個人とみなして課税しようとする目的は、法人組織を借りれば、給与所得控除等の要因により個人事業者よりも税負担が少なくなるという問題を是正しようとするものである。その結果は、法人主宰者にこれまで以上の税負担を強いるものであり、S法人制度が多く利用されている趣旨とは全く異なっている。したがって、パス・スルー課税の実施には、慎重な対応、制度設計が求められる。

IV 記帳水準の問題について

1. 記帳習慣の重要性

わが国の税制は、基本的に申告納税制度を採用しており、納税者が自ら正しく申告・納税を行うことが求められているため、税制の円滑な実施の観点からすれば、納税者がその中心的な役割を担っているといえる。納税者がこの役割を担っていくためには、①税制に関する知識の習得、②経済取引の記録、③それらに基づく申告書の作成・提出・納税等の行為を行う必要がある。

税を申告するという行為は、実際の経済取引を基礎として、税法の規定に従って所得金額と税額を計算していくことであるため、まずは、実際の経済取引が正しく記録されることが必要になる。特に、事業者においては、日々いろいろな経済取引を行っているた

(9) 坂井一雄「小規模企業に対する課税のあり方について—小規模企業に対するパス・スルー課税の検討を中心に—」税大論叢81号(2015年)

め、日々の経済取引の正確な記録・記帳が不可欠である。このため、申告納税制度の下で税制の円滑な実施を確保していくためには、納税者が正しく記帳を行う習慣をどのように確保していくかが重要な課題となる。

2. 記帳水準向上の意義

近年では、青色申告の採用率は、所得税は55%程度、法人税は90%程度で推移している。

デジタル社会の下、記帳水準を向上させることは、単に税務申告面での要請に限らず、企業そのものの経営成績を経営者がタイムリーかつ正確に把握することを意味し、記帳水準の向上を前提とした的確かつ迅速な経営状況の把握により、より効率的な経営が可能になることを意味する。

V その他

1. 新型コロナ禍の中小企業の再生

新型コロナウイルスの感染拡大で実施されたコロナ関連融資制度は、中小企業の半数を超える企業が利用したといわれている（「帝国データバンク・景気動向調査2022年2月調査」）⁽¹⁰⁾。コロナ禍の金融支援、給付金等支援は、コロナの影響を大きく受けたいわゆるコロナ4業種（又はコロナ7業種）⁽¹¹⁾だけでなく、多くの企業が借り入れ等を受けたといわれている。そのようなコロナ対策における手厚い金融支援等の結果、2021年度の倒産件

数は、5月を除く11カ月において前年同月を下回り、倒産件数は6,015件で半世紀ぶりの低水準となった⁽¹²⁾。

しかし、2022年9月の全国企業倒産集計によれば、倒産件数は583件（前年同月比13.9%増）と、5カ月連続で前年同月比増加となった。特に、前年同月比は4カ月ぶりに2ケタ増を記録するなど、2022年5月以降続くコロナ禍初の増加基調は加速化の様相を呈しつつある。負債総額は1,350億円（前年同月比47.7%増）と、4カ月連続で前年同月比増加となり、2020年7月以来2年2カ月ぶりに2カ月連続で1,000億円超えとなった。業種別にみると、7業種中4業種で前年同月比が増加し、サービス業は、約13年ぶりの7カ月連続増加となっている⁽¹³⁾。

ポストコロナにおいては、中小企業を中心として事業再生・再編が重要な課題となる。日本における中小企業の低成長、低給与水準に象徴される日本経済の構造的問題の改革が必要であり、企業の生産性を向上させていくことが課題である。単なる現事業の存続・延命ではなく、生産性の高い事業の構築に向けた、メリハリのある事業再生、再編が必要である⁽¹⁴⁾。将来性のない事業と残すべき価値のある事業を明確化し、事業の再構築を実現するための再生・再編が問題になる。その際には、法人成りではなく、個人成りなども検討することになる。

(10) 典型的なものが、いわゆるゼロゼロ融資といわれる3年間金利ゼロ・5年間返済ゼロの融資である。

(11) 4業種とは対人接触業務である宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業をいい、7業種とは、これらに陸運業、小売業、医療福祉業を加えたものをいう。

(12) 帝国データバンク「全国企業倒産集計2021年報」による。

(13) 帝国データバンク「全国企業倒産集計2022年9月集計」による。

(14) 福田慎一編著『コロナ時代の日本経済—パンデミックが突きつけた構造的課題—』（東京大学出版会、2022年）255頁以下

2. 資本金引き下げ問題

「減資企業」動向調査（東京商工リサーチ）によれば、国内企業約262万社のうち、2020年度に減資した企業は3,321社（2019年度2,448社）にのぼり、そのうち資本金1億円超から1億円以下に減資した企業は997社（2019年度715社、前年比39.4%増）である。その中には、東証一部上場企業（グリーやカップ・クリエイトなど）のほか、JTB（21年3月）、スカイマーク（20年12月）、毎日新聞社（21年3月）等の著名企業が含まれている。コロナ禍を背景として、増加傾向が継続している。減資による中小法人化の主目的は、外形標準課税逃れや中小法人向け税制特例の利用による税負担の軽減と考えられるが、中小法人基準としての資本金基準の見直しが問われている。

おわりに

最近の年度の与党税制大綱の「第三 検討事項」に継続して掲げられている小規模企業等の税制のあり方については、平成30年度税制改正において給与所得控除、基礎控除の見直し等が行われた。しかし、法人成りにみられる個人所得課税と法人所得課税のバランスの見直しがどれだけ進展したかは疑問である。抜本的な解決策としては、諸外国の例を参考にパス・スルー課税の採用などが考えられるが、諸外国の税制との相違、特にわが国の所得税の所得区分や高額な水準の給与所得控除などを考慮すると、社会保障税の軽減・回避などの税効果が特徴である米国のS法人制度との対比は慎重に検討すべきである。

2 柔軟な働き方を促進する 所得税等のあり方

中村琢也●税理士

I はじめに

人生において、やるべきこと、身につけること、習い事には旬があるといわれるように、個人の人生設計（ライフプラン）において、各年代に応じた経験を積み重ねることは、個人が自分自身の生活の満足感を高め成熟していくことに欠かせないことである。多くの人がこうした人生経験を積むことができれば、国民としての共同意識や帰属意識を感じやすくなり、社会の安定と持続に貢献することになると思う。

義務教育や高等教育を受けることにより社会で生きていくための知識とスキルを身につけ、就職してからは収入を得ながら有形無形の資産形成をし、老後を迎えるという人生は、一般的に多くの人々のライフプランに共通している。このことは、生物学的に誕生、成長、壮年、老年、死亡が変わらない以上、これからも不変であると思われる。

教育・住宅・老後資金という人生の三大支出をはじめとする様々な支出をして生活していくのであるが、これらの支出の時期までに間に合うだけの十分な収入か資産形成による資金の確保ができていたことが、安定した人生を送るための基本となる。

本稿は、令和4年10月7日に発表した日本税理士会連合会及び東京税理士会が開催した第48回日税連公開研究討論会第2部のグループ研究の成果の一部を基本に、私見を加えてまとめたものであることをお断りしておく。

II 社会環境

(1) 高成長・高金利と低成長・低金利の社会の違い

昭和20年の敗戦後以降の高度成長期までとバブル崩壊以降の社会状況が大きく転換したことについて、50代以上の世代はその変化を実感していることと思うが、バブル崩壊から30年以上経過し、高度成長期の恩恵は世代が進むほど薄れているように思う。

高度成長期の恩恵とは、経済成長により会社も大きく成長することで給料も右肩上がりに増え、インフレでもあったが高金利のおかげで安全な預貯金を中心に資産運用ができたことである。多くの方は1つの会社に就職し定年退職を迎えるまで勤めることができたので、収入は安定して定期昇給により毎年増加した。会社は社員が定年まで安定した生活を保障し、ライフプランにあった給与や退職金を支給してきたといえる。社会全体では、国内総生産（GDP）は増加し、個人の金融資

産も増えた。

一方、バブル経済崩壊後の低成長・低金利の時代になると、会社は、低成長下での存続のために、給料の定期昇給を止め、事業縮小や事業転換を迫られ希望退職者を募り正社員の人員削減を行った。会社自体は残っていても、新卒入社し定年まで勤務する社員の割合は減少した。

個人は、非正規雇用の増加もあり、ライフプランにあった収入を得ることができない人が増え、結婚や子育てにも影響したといわれている。特に、就職氷河期世代と呼ばれる現在40代前後の世代は、親世代より豊かになれないと感じながら暮らしているといわれ、今でも新卒で正社員として入社できなかったことによる収入への影響が大きいとされる。

社会全体では、30年間GDPはほぼ横ばいであるが、個人の金融資産は増加し続けバブル崩壊以降の約30年間で2倍となり2021年には2,000兆円を突破した。他の先進国と同様、富の偏在や二極化が進んでおり、日本の場合、金融資産が高齢者に偏っていることや中間層が減って少数の富裕層と多数の貧困層という二極構造が進行していることが問題とされている。これから社会に出る子供や就職したばかりの若者は、多様な人生を送りつつも、誰もが基本的な人生体験を実現できる環境を作っていくことが社会的な課題となっている。

(2) 人生100年時代の個人

「LIFE SHIFT (ライフ・シフト)」(リンダ・グラットン/アンドリュー・スコット, 東洋経済新報社, 2016年)において提唱された「人生100年時代」は、先進国に暮らす個人は、壮年期と老年期が長くなり、豊かで変化に富んだ人生を送るようになったが、一方で課題にもなっていることを表す言葉として用いられている。人は長生きになったことで、従来

型の教育・仕事・引退という人生設計は通用しなくなるとして、就労の期間を長くしなければならなくなるから、1つの仕事をし続けることが難しくなり、教育から仕事への移行を何度も繰り返すマルチステージの人生が普通になるとの主張は、現在の日本人の近未来にも当てはまるとして受け入れられた。社会人教育、リカレント教育、リスキリングなどが盛んに取り上げられるのもその表れである。

多くの会社で新卒一括採用の慣習は残るものの、個人の転職率は年々増加し平均勤続年数は低下していて、若年になるほど多様な人生を送っている。副業やシェアリングエコノミーといった新たな仕事のスタイルや仕事を獲得する新たな手段も現れている。インターネットは、通信機器の発達や低料金化により、誰でも簡単に利用することができる欠くことのできないインフラとなった。従来収入とは無関係と思われたことが、その発展により、参入の容易な稼得手段となった。YouTuber、ネットオークションを介した物品販売などの例が有名である。この新たに出現した仕事は、会社に雇用される場合と比べて、保証がなくいつまで続けられるかわからないから、安定した仕事を前提とした長期プランは立てづらくなっている。

Ⅲ 収入の増加手段と税制の検討

収入を増やしつつ、新たなスキルを身につける手段として、国は副業・兼業の促進を押し進めているが、その内容と税制上の問題点を検討する。

(1) 副業・兼業の原則自由

人生の意味、目標や目的によって人それぞれだとしても、副業・兼業をすることで、満足できる人生のための財源の1つとなること

は間違いはない。最近、副業をダブルワークとも呼び、仕事を仲介するプラットフォームと呼ばれるインターネット上の事業者が多数存在している。

厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や令和2年9月に改定した「モデル就業規則」を公表し、労働者が労働時間以外の時間をどう利用するかは自由であり、余暇を利用した副業・兼業を原則自由とした。このことは、労働裁判における労働者の権利認定、副業希望者の増加、会社における社内プロジェクトの立ち上げによる副業・兼業の促進などといった現実に即した対応ともいえる。

(2) 副業・兼業の所得区分

サラリーマンの副業・兼業の所得区分はこれまで問題となってきた。それは、給与所得と事業（雑）所得の区分と事業所得と雑所得の区分の問題である。

給与所得か事業（雑）所得かという区分は、役員などを除いた一般的なサラリーマンの副業・兼業に限定すれば、雇用と非雇用の区分すなわち労働法で守られるか否かの区分と概ね一致している。

事業所得と雑所得の区分は、副業・兼業が一般化し、確定申告の数が増加すれば、事業規模や継続反復の頻度など所得区分の判定が問題としてクローズアップされる可能性は大きい。そこで、令和4年10月改正の所得税基本通達35-1及び35-2において、雑所得の範囲の明確化が図られた。

(3) 事業所得と雑所得における必要経費

上記の(2)の通り、事業所得と雑所得の所得区分の明確化は図られたが、所得計算するためには、必要経費も明確でなくてはならない。

法令上、事業所得と雑所得の必要経費につ

いて、原則的にその範囲に違いはない。政令において青色申告者の家事関連費の範囲を広く規定しているが、通達により白色申告の事業所得や雑所得も同様に扱うことにしている。通達を含めた執行上の必要経費の違いはないとされている。

しかし、現実の支出を必要経費の規定に当てはめて判断する場合、明確に区分することがとても困難な家事費と家事関連費の問題がある。個人の場合、法人と異なり、個人的な生活（消費活動）と収入を稼得するための生活（事業活動）を区分することが必要不可欠であるとされている。抽象的な理解は容易であるが、実際に必要経費の金額の算出をすることは難しい。

事業所得の必要経費か家事費かの争いに関する裁判例や裁決例は比較的数は多く、有名な裁判もあるが、多くの場合、家事費と認定され必要経費の控除ができない、という納税者側に厳しい判断がされている。また、家事関連費については、業務の遂行上必要なもので明確な部分について必要経費に算入できることになっている。建物を事業に使用している床面積による事業割合に基づいた必要経費の計算は示されているが、それ以外の支出、例えば物品の購入やサービスに対する支出について、その必要性や使用頻度などを根拠とした家事関連費の事業割合による必要経費算入が認められたという裁判等の事例はない。

納税者側からは、「消費活動のみしていれば発生しないと考えられる支出は、すべて事業活動であるとしてよいのではないか」という主張がしばしばなされることがある。これは、必要経費概念は販売費及び一般管理費なども含める拡大の過程をたどっていること、昭和40年全文改正された現行の所得税法において法人税の損金の通則規定と統一的に定めたと趣旨に沿った当然の解釈と考えることができる。しかし、必要経費において、こ

のように範囲の拡大を主張する納税者と限定解釈する課税庁との溝は意外に大きく、家事費や家事関連費に関して共通する統一的な認識や判断基準が形成されているとはいえない。しかし、毎年申告実務はしなければならぬから、現実的に何らかの折り合いをつけてきたといえる。

そもそも個人の生活を消費活動と事業活動に明確に区分することなどできないのだとすれば、現実に不可能なことをしようとしているともいえる。また、事業収入と支出との関係性の密接さや因果関係をどこまで証明できれば、必要経費として控除できるのであるか明確になっていない。因果関係はどこまでも重層的に繋がっていくものであるから、どこかで人為的に断ち切らなければならないが、その基準が確立しているともいえない。

(4) 副業・兼業の必要経費

副業・兼業が従たる収入で、給与所得が主たる収入である場合、収入を稼得するための支出があったとしても、給与所得を稼得するための必要経費ではないかという視点が加わり、副業・兼業の必要経費であると判定することは一層難しくなる。また、ある支出が収入との関連性において、継続反復の頻度によって違いがあると観念することはできるが、何回反復すれば支出額の100%を必要経費としてよいという回数基準が具体的にあるわけではない。そうすると、副業・兼業には販売費及び一般管理費のような間接的で期間対応するとされる支出は基本的に必要経費として控除することはできないと考えざるを得なくなる。

上記の通り従来型の事業所得の必要経費の実務上の判断でさえ、解釈や判断に納税者と課税庁との隔たりが大きく未だに解決されていない状況において、副業・兼業による事業所得・雑所得の増加は、税理士が関与しない

少額の申告の増加でもあると想定され、実務の混乱が心配される。

(5) 雇用と非雇用

雇用と自営の境界は曖昧となり、流動化もしているとの指摘がされている。コロナ禍のもとで普及したテレワークによって、典型的なフルタイム労働者でありながら時間空間は大幅に独立的になった。一方、事業所得又は雑所得に区分されてきた中には、税制調査会でも議論された「雇用的自営」や「自営的雇用」といった雇用と自営の中間領域の類型が増加しているといわれている。

実際、一人親方のような雇い人なしの自営業主数は、この30年間全体数は減少してきたのに対して、「雇用的自営」などに分類されるいわゆるフリーランスの数は増加し続けている。フリーランスの増加理由には、正規雇用から望まない形での転職も少なくないが、40歳以下では積極的な理由で自営への転職が一番多くなっていることが、総務省「就業構造基本調査」によって明らかとなった。また、ソフト開発、プログラミングなどのIT技術者などには、案件ごとに雇用契約を結んだり請負契約を結んだり給与所得と事業所得を行ったり来たりしている事例も少なくない。

(6) 2つの提案

以上の検討を踏まえて、副業・兼業の必要経費の問題点の解決策として、2つの案を提示したい。①雇用と自営の中間領域の収入について給与所得を選択可能にすること、②副業・兼業の必要経費について事業所得・雑所得として申告する場合に概算経費の計上を認めることである。多くの副業・兼業をするサラリーマンにとって、収入が確定すれば所得金額の算定ができるよう簡便性を重視した提案である。これにより納税者と課税庁の両方の必要経費をめぐる争いと事務負担は大幅に

減少するはずである。

①給与所得の選択

「雇用的自営」や「自営的雇用」のような雇用と自営の中間領域について、契約形態が請負契約となっている場合、事業所得か雑所得として申告しているはずであるが、給与所得としての申告を選択できるようにすることである。給与所得となれば給与所得控除が適用される。給与所得控除とは、一般的な説明として①給与所得の必要経費の概算控除、②担税力の調整措置、③事業所得などと比べた場合の給与所得の捕捉率の調整、④源泉徴収時期と確定申告の納税時期とのずれによる金利の調整の性格があるとされている。主要な部分は必要経費の概算控除であるといわれているから、事業所得や雑所得における必要経費控除の考え方との矛盾はなく、副業・兼業の場合は、主たる給与と合算することができる。また、契約形態により所得区分を変える必要がなくなり、申告内容が簡単で納税額は毎年安定する。

②概算経費控除の選択

概算経費は、山林所得において選択することができるが、事業所得と雑所得においては実額計算のみである。一方、広義での概算経費控除の性質をもっているものとして、給与所得控除や消費税における簡易課税制度のみなし仕入率による仕入税額控除を挙げることができる。副業・兼業の業務内容は、給与所得と異なり、様々な業種が想定されるため、簡易課税制度のみなし仕入率のように業種による数種類の控除率を設定し概算経費控除の選択を認めるとすることで簡便化を図ることができる。

IV 資産形成における課題と解決

ライフプランの実現がその時点の収入で間

に合わなければ、収入の一部を元手に事前に運用して資金を増やしておかなければならない。

(1) 運用手段の選択

バブル経済以前の1980年代前半までの公定歩合は概ね5%以上であったが、1993年以降約30年間低金利が続いており、現在の基準割引率及び基準貸付利率は0.3%である。現在多くの銀行の標準的な定期預金の金利は0.002%であり、複利で運用しても倍になるまでに34,657年かかる。これでは資金を増やすための手段とならないから、概ね10年以上長期に運用すれば元本割れのリスクが小さく、年平均3%～5%の利回りがあるとされる株式や投資信託などの金融資産で運用することで、ようやく高金利時代に近い運用ができる。例えば年平均5%の複利で運用できれば14年で約2倍になる。具体的に選択できる運用手段は、少額な資金で運用が開始できる国内外の株式、証券投資信託、不動産投資信託、国債、社債ということになる。ある程度まとまった資金がある場合には不動産投資であるとか、超長期の視点価値が変動しないことや経済危機などに対応するために金投資の選択もあり得るが、これらは万人向けの運用手段ではない。

上記の金融商品等から自分に合った選択をするためには、金融リテラシーは必須である。専門家のような高度な知識は必要ないが、運用商品の違いや基本的な投資の考え方を学ぶ必要がある。

(2) NISAとiDeCoの内容と選択

①資金需要

人生の三大支出の必要な時期として、教育資金と住宅資金は現役として働いている30代から50代、老後資金は現役引退後の65歳以降である。老後資金は早くから重視されており、

公的年金、企業年金や退職金の制度の充実が図られてきたことに伴い、税制の優遇も拡充されてきた。

現役世代は、給料が増加しないにもかかわらず、高齢化によって負担だけは増加してきた現在の状況では、子育てや教育のために必要な資金や住環境のための資金確保を促進する税制が以前より強く求められている。

②税制優遇と選択と課題

資産運用として利用できる制度として、代表的なものに少額非課税投資制度（NISA）と企業型確定拠出年金（企業型DC）、個人型確定拠出年金（iDeCo）がある。大きな相違点は、第一にNISAは現役時代の資金需要にも老後資金にも対応できるが企業型DCやiDeCoは老後資金のみに対応している。第二につみたて対象となる商品の範囲が異なる。第三に税制優遇に違いがあることを挙げることができる。

一般にNISAとiDeCoのどちらを選択するかについて、税制の優遇がより大きいiDeCoを優先することが推奨されている。掛金が所得控除され所得税、住民税が安くなるとのセールストークに、納税者として一番メリットを感じるからであろう。本来の目的は、運用益が安定して利回りの高い手段を利用して必要な支出に備えることにあるから、支出の内容による目標金額と支出時期によって利用する制度を選択すべきところ、税制の有利さにより優先順位を決めることは本末転倒である。

制度の背景や経緯、管轄官庁の違いがあり制度の統一は難しいと思うが、利用する側からすれば税制の扱いは同等であることが望ましいと考える。

(3) 退職金と年金

①退職金の役割

退職金は、一般に給料の後払い的な性格と

退職後の生活原資に充てられる性格があり、日本特有の制度といわれている。勤続年数が長くなればなるほど支給額が増えることや自己都合で退職する場合の支給額を低くするという設計は、社員の中途退職を減らす方向に働いてきた。しかし、現在の経済構造の変革や人材の流動化は反対方向の流れとなっている。厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」によれば、退職金制度がない会社は約20%と5年前より増加しており、業種や企業規模による差も大きい。一番低い宿泊業・飲食サービス業では、退職金制度がない会社が約40%となっている。

②退職金の税制の課題

退職金の課税が給与所得などと比べて優遇されていることは周知の通りであるが、退職金の受給者減少は、一部の個人や家庭にその優遇が偏ることになる。また、人材の流動化を遅らせる方向、若年層の給料が低く抑えられる方向に働くことにもなる。

税収面では、実質的な課税の繰り延べになっており、定年退職であれば課税の時期が30年以上繰り延べられることになる。現役世代と年金受給世代との負担のバランスも考慮が必要となっている。年金課税と合わせて見直すことも必要ではないかと考える。

V おわりに

最後に、多様化する働き方を促進するために考慮すべき税制の課題と提案を簡単に述べて終わりとしたい。

(1) 変化の速い時代への対応

就労の年数が伸びて、変化が速く経済変動が大きい時代は、世代による収入や資産形成にも大きな違いが生じる結果となる可能性がある。その場合、税制において、経済危機な

どから大きな影響を受け収入が減少し資産形成が不足している世代に配慮を加えることはできないのだろうか。例えば、ある世代に限った期限付き減税のようなことである。

(2) 高齢者層の負担

高齢化が進むと資産格差が拡大するといわれるが、課税対象はその年の収入のみである。資産形成を促進すればその傾向はさらに強まるので、資産を含めた課税は、負担の公平や世代間の負担のバランスのためにも検討が必要である。

(3) 優遇制度利用に年齢制限などを設定

例えば、退職金にあたる共済制度は、何歳でも加入でき、そもそも退職の概念がない不動産所得者であっても加入できることになっている。高齢になるほど、所得税や相続税の節税対策として利用される側面が強くなる。退職金は老後資金の一部として優遇しているのであるが、本人や遺族の老後資金は受給する年齢によって必要度合いが異なるのであるから、退職所得控除が使用できる年齢に上限を設ける或いは受給する年齢によって退職所得の控除率に差をつけるなどの対応をすることを検討してはどうだろうか。

記帳水準の現状と向上策

金子友裕◎ 東洋大学教授

I はじめに

簿記は、「企業等の組織の財産の状況ないし経営状況を明示するために、期中における一定の組織的で継続的な記録に基づいて貸借対照表等の財務諸表を作成するような体系的な記録・計算・表示に関する技術のことである」⁽¹⁾のように説明されることがある。

また、「簿記には、取引の日記帳（日記帳簿記）、財務諸表作成（財表簿記）、そして、個別の財産管理（個別管理簿記）の三つの機能があると考えられる」⁽²⁾との指摘があり、日々の記録や財務諸表作成以外にも、財産管理の機能がある点が強調されることがある。

商法では、「商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表をいう。）を作成しなけれ

ばならない。」（商法19②）とし、会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」（会社法432①）としている。このように、商法や会社法では、会計帳簿等の作成義務が設けられているが、「会計処理方法の適用においては、経済取引が会計帳簿に整然と記帳されていることが当然の前提になっている」⁽³⁾とされ、企業会計基準や中小企業の会計に関する指針では記帳の重要性は特記されていないとの指摘がある。しかし、中小企業の中には、「会計帳簿への記帳それ自体が整然と行われていない場合がある」⁽⁴⁾という実態があり、現実問題としては会計帳簿等への記帳の重要性を啓蒙し、実践に促す必要がある。

記帳の重要性等に関しては、「1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表した中小企業簿記要領に、その萌芽がみられる」⁽⁵⁾とされる⁽⁶⁾。この中小企業簿記要領

(1) 岩崎勇『AI時代に複式簿記は終焉するか』（税務経理協会、2021年）6頁。なお、簿記の定義は、詳細にこだわれば様々な定義がある。この定義は、「『簿記』と『単なる記録や統計』とを区別する必要があるが、このために、簿記の意義を示せば」（同書6頁）として示されたものである。

(2) 新田忠誓「森田簿記理論と簿記の原理および国際会計基準（資産負債アプローチ）」、安藤英義・新田忠誓編著『森田哲彌学説の研究』（中央経済社、2020年）38頁。

(3) 品川芳宣『中小企業の会計と税務』（大蔵財務協会、2013年）71頁。

(4) 品川・前掲注（3）、71頁。

では、目的として、(1) 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること、(2) 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の円滑化に資すること、(3) 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること、が示されている⁽⁷⁾。

また、税制調査会納税環境整備に関する専門家会合令和3年6月15日説明資料によると、適正な記帳を行うことの目的・意義として、1. 事業者自身における経営上の意義、2. 取引先等との信頼関係上の意義、3. 税務執行等の行政手続上の意義、が示されている(32頁)。

適正な記帳は、税務執行のためだけに行われるべきものではなく、簿記の機能に基づく財産管理等の観点から行われるべきものであると考えられる⁽⁸⁾が、適正な記帳が行われることで、「適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可

能」⁽⁹⁾となり、課税執行や補助金の交付等の行政手続において有用な情報となることが期待されるものである⁽¹⁰⁾。

このように簿記の機能と税制の関わりを考え、記帳水準を検討しようとする、いくつかのフェーズに分ける必要が生じる。つまり、「会計帳簿への記帳それ自体が整然と行われていない」小規模企業等に記帳を促すという記帳の導入フェーズと記帳は行っているが何らかの誤り等が生じているために適正な記帳といえないものを適正な記帳に改善していくという質の向上フェーズが存在しているように思われる。

記帳水準に関しては、近年、税制調査会でも多く議論が行われている。これらの議論の背景には、デジタル化の中でクラウド会計ソフトの導入等も進んでおり、また、電子帳簿保存法への対応という現状がある。さらに、インボイス制度の開始(令和5年10月)も近づいており、インボイス制度への対応という観点も含まれているものと思われる。

-
- (5) 河崎照行『最新中小企業会計論』(中央経済社、2016年)27頁。
- (6) 「シャープ勧告には、納税者による記帳実践の定着を重視する記述はあるが、どのような帳簿を備えどのような簿記の方法を採用すべきかなどについては言明していない。つまり、シャープ勧告に基づく青色申告制度の執行に際して、簿記の具体的内容については、全て日本側で検討したということであろう。」(工藤栄一郎「記帳実践の制度化とその強化」税経通信77巻3号、2022年、101頁)とされ、青色申告の制度化にあたって記帳実践の具体的内容を規定するために中小企業簿記要領が定められたとされる。
- (7) 中小企業簿記要領1-2頁。
- (8) 税制調査会納税環境整備に関する専門家会合令和3年6月15日説明資料(財務省)12頁でも、記帳水準向上の必要性に関し、「適正な記帳は経営の効率化に資するなど、事業経営における日々の記帳の重要性が高まっている。また、個々の事業者の経営の効率化は社会全体の生産性向上にもつながる。」との記述がある。
- (9) 税制調査会・前掲注(8)、32頁。
- (10) 「なぜ記帳を実践するか」という本質的で、かつ、難解な問に対し、歴史的考察の観点から「一般には、帳簿に記録を行うことから生じる効用からの説明である。自身の活動の記録を参照することで、客観的に過去を振り返りよりよい未来の実践を企画することができるとか、記録すること自体に無駄を低減する機能が期待されるなどである。つまり、記帳を行う主体にとっての有用性である。簿記の教科書などには、この側面が強調されていることが多い。だが、社会的にみると、簿記が国家的な権力と分ちがたくむすびついて誕生したことに気づく。意外にも会計の専門家の眼には簿記の実践とは映らないかもしれないが、古代より人口や土地などに関連する記録は行政にとって不可欠だった。それは徴税者が記録によって管理統制を行うための手段である。」(工藤・前掲注(6)、99頁)との指摘が行われている。

本稿では、記帳水準の現状に関してこれらの税制調査会の最近の議論等を含め整理を行うこととする。その後、記帳水準の向上について、上記の2つのフェーズを意識して、今後の向上策を検討することとする。

Ⅱ 記帳水準の現状

日本・東京商工会議所が2022年9月8日に公表した『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果（以下、「商工会議所実態調査」とする。）⁽¹¹⁾では、バックオフィス業務のデジタル化状況等について調査されており、この中には記帳に関するデータも含まれている。このデータから小規模企業等に該当すると思われる「売上高1千万円以下」について抽出すると、次の図表1のような結果が示されている。

図表1 商工会議所実態調査の結果（一部）

【経理事務の外部依頼状況】	
税理士等外部へ経理事務の一部を依頼	64.6%
全て社内対応	30.7%
その他（商工会議所等へ経理事務の一部を依頼）	4.7%
【経理事務の従事人数】	
1人	93.3%
2人	6.3%
3人	0.2%
4人	0.2%
【帳簿の作成業務のデジタル化状況】	
市販のソフトウェア	39.2%
自社開発のソフトウェア	0.4%
Excel等の表計算ソフト	14.2%
手書き	46.2%

【帳簿の作成業務の処理頻度】	
取引の都度	8.4%
1日ごと	12.3%
1週間ごと	11.4%
1月ごと	43.4%
四半期ごと	7.7%
半年ごと	6.4%
1年ごと	10.2%

（出典）「商工会議所実態調査」12頁、15頁

ここでは、「売上高1千万円以下」は、全て社内対応しているものは約31%であり、ほとんど（約93%）が経理事務1人である。また、約46%が手書きの帳簿となっており、約10%が1年ごとにしか帳簿を作成していない結果となっている。

ちなみに、「売上高1億円超」では、全て社内対応は2.2%（税理士等外部へ経理事務の一部を依頼が97.2%）であり、手書きは8.3%となっているのに比較すると、小規模企業等では自社で手書きの帳簿を作成している割合の多いことが特徴的である。

Ⅲ 記帳水準の向上策

(1) 税制上の取扱い

記帳水準の向上については、本来的には記帳の重要性を各事業者が感じ、自主的に改善されることが望ましいものと思われる。しかし、制度を通じた外的要因により記帳水準が変化しうることも事実であり、税制では適正な記帳に対し恩典的な取扱いを設けている。また、税制は適正ではない記帳には厳しい対応をしているとも受け取れ、アメとムチのよ

(11) 調査の概要は、次のように示されている（「商工会議所実態調査」2頁）。

調査対象：各地商工会議所の会員企業
 回答事業者数：3,771者/4,297者（回収率87.8%）
 調査期間：2022年5月23日～6月23日
 調査方法：経営指導員等によるヒアリング調査

うにして記帳水準の向上を後押ししている。例えば、個人事業者の記帳に対する取扱いを整理すると図表2のようになる。

また、税制上の取扱いという点では、税務調査の存在も記帳水準の向上に寄与している可能性がある。国税庁の資料では、記帳状況と申告誤りの関係につき、次の図表3のように示されている。

図表3 個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況 (平成30年7月～令和元年6月調査分)

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出典) 税制調査会納税環境整備に関する専門家会合令和3年8月10日説明資料(国税庁) 8頁

ここでは、意図しない誤りを含む申告誤りが税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動し、白色申告が最も高くなっている。この資料だけでは、税務調査後に適正な記帳が行われるようになったかが検証できない⁽¹²⁾が、税務調査が記帳不備や申告誤りに関する指摘を行うことで、記帳水準の向上につながるという実態を伴う指導となっている可能性があり、単なる啓蒙とは異なる意味で記帳水準が改善されている場合もあると思われる。

ちなみに、令和4年度税制改正において、納税環境整備として、「記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策」⁽¹³⁾とする改正が行われている。ここでは、「所得税及び法

図表2 個人事業者の記帳制度の概要

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	65万円(e-Tax・電子帳簿) 55万円(上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	〈青色事業専従者給与〉 ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			〈事業専従者控除〉 ・配偶者：86万円 ・それ以外：50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

(出典) 税制調査会納税環境整備に関する専門家会合令和4年10月19日説明資料(財務省) 7頁(一部修正)

(12) 適正な記帳が、適正な申告・納税につながるかという点では、適正な記帳の有無に納税者の適正な申告・納税に対する意識を考慮した2×2の区分で考える必要がある。この点は、税制調査会納税環境整備に関する専門家会合令和2年10月16日説明資料(財務省)(事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について) 18頁が参考になる。

人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じます⁽¹⁴⁾としている。

また、「記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます⁽¹⁵⁾」としており、所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿（一定の売上に関する帳簿）の提出の求めがあった場合に、不記帳・不保存である場合等には過少申告加算税や無申告加算税が10%（一定の場合5%）加重されることになった。

このような取扱い⁽¹⁶⁾は、不記帳を記帳に誘導する措置になり、また、記帳される内容の正確性を担保するようになり質の観点からも向上に資するものになる。

(2) 会計帳簿のデジタル化

近年では、自動仕訳生成の機能のある会計ソフトもあり、銀行取引やクレジットカードでの取引等の情報に基づき、自動で仕訳を生成することが技術的には可能になっている。

このような機能を用いると、従来、記帳に技術的なハードルが高かったと感じて不記帳となっていた小規模企業等でも記帳が行いやすい環境になってきたといえるだろう⁽¹⁷⁾。

一方で、このように自動生成された仕訳の信頼性が問題となる。AI技術の進展もあり、反復的な取引については、（一定の学習期間経過後は）ある程度信頼できる記帳となる可能性がある。しかし、通常とは異なる取引の場合や税法や会計において複数の要素を勘案して判断すべき場合等まで、適正な処理が期待できる訳ではなく、「退職給付引当金等の特殊で複雑な決算修正項目等（「非定型的取引」）は、一般に自動仕訳の範囲から除かれている⁽¹⁸⁾」とされる。

つまり、記帳の水準を、貸借複記で記入する記帳方法すら対応が難しいような場合や記帳に要する時間が確保できない場合には、自動仕訳を利用することにより、記帳をしないというフェーズから最低限の記帳を行うようになるという改善が期待される。

しかし、記帳水準を質的な観点からみると、自動生成された仕訳のすべてを信頼性のあるものと認識することはできず、信頼性のある

(13) 財務省「令和4年度税制改正」2022年、10頁。

(14) 財務省・前掲注（13）、10頁。

(15) 財務省・前掲注（13）、11頁。

(16) 簿外経費の否認の取扱いは、適正な記帳の推進という観点からは妥当なものと思われるが、課税所得に関する実質課税原則という観点からは疑問もある。消費税法における帳簿の不提示による仕入税額控除の否認（最高裁平成16年12月16日判決・民集58巻9号2458頁を参照）とは異なり、所得税や法人税は所得課税という観点から、経費の実在が証明可能であるにもかかわらず手続的要件により否認することは慎重であるべきで、極めて悪質な納税者等に限定した伝家の宝刀のような適用としてもらいたい。なお、この改正については、長島弘「令和4年度税制改正『記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策』の問題点」租税訴訟15号、2022年、69-95頁参照。

(17) 自由民主党・公明党による「令和5年度税制改正大綱」では、「近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳をさらに普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。」（16頁）としている。

(18) 岩崎・前掲注（1）、132頁。

記帳とするためには人間による確認が必要であり、この意味では質的な向上に資するとは限らないとも思われる。

とはいえ、従来であれば生じていた記入ミス、タイプミス、計算間違い等のヒューマンエラーは減少するものと思われ、また、手書きと比較してデジタルデータとして活用しやすくなるという特徴もある。

今後は、電子帳簿保存法（電帳法）に対応して、一定の要件を満たした帳簿（電子帳簿）の作成が進んでいくものと思われる。ここでは、記帳水準の向上に関し、一定の課題が残存していると思われるが、一定の改善も期待される。

なお、この点について、税制調査会では、図表4のように記帳水準向上に向けた課題が示されている。

図表4 電帳法改正後の記帳水準向上に向けた課題

帳簿の作成方法	それぞれの課題
①優良な電子帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。 ・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。
②複式簿記による帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。 ・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。
③簡易簿記・現金主義など	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。 ・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。
④記帳不備・無記帳（無申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・記帳・証憑保存のない場合は実際の所得把握にかかる執行コストが多額で、ペナルティ適用上の立証も困難。 ・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。

（出典）税制調査会令和3年11月19日説明資料（納税環境整備に関する専門委員会）16頁（一部修正）

IV おわりに

本稿では、記帳水準の現状に関するデータを紹介し、向上策となると思われる税制上の取扱い及び会計帳簿のデジタル化について検討した。

このような議論とは別に、会計制度（会計基準）の観点からは、現在の詳細な企業会計基準の規定とは別に、中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）が公表されており、中小企業に適用しやすい会計制度が認められている。中小会計要領が2012年に公表され、約10年が経過した。しかし、残念ながら、この10年で小規模企業等の記帳水準が向上したという印象はない。

本稿でも、現実的な観点を考慮し、税制等を意識しているが、本来的には会計情報の有用性をより多くの人に自覚してもらい、自発的に記帳に取り組むことが望ましい。この点に関しては、大企業の会計制度の改正にばかり取り組む会計研究者及び会計実務家の責任かもしれない。デジタル化の中で、「会計ソフトを活用することにより、手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきている。」との指摘もあり、簡単に記帳ができる環境の中で、質的な観点も含めたさらなる記帳水準の向上のためには、税制等の外的な要因だけではなく、記帳したデータの活用の啓蒙等による内的な要因による記帳水準の向上への取組みが重要になると思われる。

4

法人成り・個人成りの
実態と課題

小谷羊太◎税理士

I はじめに

2006年の商法改正から、かつては個人の集合体として定義されていた法人組織は、実質1人の個人で完結している会社であっても、堂々と法人組織であることを謳い、ごく当たり前とその存在が世間でも認められるようになってきた。最近ではこのような会社はマイクロ法人とも呼ばれている。

本稿では、このような小規模企業者における法人成り・個人成りについて、近年における税制上の問題点と注意点について言及する。

II 法人成りの実務

1 所得税から法人税へ

法人成りはその名のごとく、個人事業から法人事業への事業形態の変更を称した呼び名である。事業形態の変更に伴い、個人としての事業が法人としての事業に変更されるのだ。しかし、個人が営んできた事業について、法人に成ったからといって現実的には即座にこれといった変化はなく、あえて言わば営業上称号が変わった程度で、特別なことは特に何も無いのが通常である。しかし、普段から

法人税と所得税の実務に触れている実務家にとっては、今となってはごく当たり前と感じていることなのかもしれないが、実は、この変更によって税務上は様々な弊害と問題が生ずる事態となっている。

まず個人事業者としての課税所得は所得税法により定められた各規定により所得税法上での課税所得が計算され所得税法で定めた税率により所得税が算出される。いっぽう法人成りをした後については、法人としての課税所得の計算を法人税法により定められた各規定により計算し、その課税所得について法人税法で定めた税率により法人税が算出される。これらの取引は、たとえそれが同一所得による利益であっても、個人事業の形態をとっているのか法人事業の形態をとっているのかにより、算出される税額も全く違うものになってしまうのである。更には法人組織として活動をしているのであるから、そこで収入を得ているのは、法律上はあくまでも法人そのものであるため、そこに関わる個人は、改めて「給与」として、個人所得となる収入を会社から獲得する形態をとることになる。Iでも触れたとおり、かつての個人の集合体として定義された法人組織であれば、その事業実態も個人の集合体であるが故での経済的な弊害を考慮し、法人擬制説の概念のもと法人格という人格を与えることによってその仕

組みが整備され、法人税法が誕生したのであるが、現況の小規模企業者における小規模な法人の実態は、実質個人経営者である組織でない法人組織がその現実の姿であるという会社が多数存在し、その実態は個人であるにもかかわらず法人組織として法律の上に鎮座している。個人の集合体としての法人組織ではなく、個人そのものの法人組織である。

ここにまず最初の違和感を覚えるのだが、税法は課税の公平を念頭において制定されるべきである。同一人による同一事業による所得であれば、本来は同じ税負担となるべきである。

2 事業用資産の運用

次に個人と法人という人格が違うことによる所有資産の運用についても数々の弊害が生じる。法人成りによって、例えば事業で使用していた車両については、個人事業での使用から法人事業での使用に切り替わることとなる。このとき、従来の方法であれば、該当車両を会社設立のタイミングで、個人が法人に譲渡することにより、その使用実態に添った運用として容易に切り換えることができた。

ここで問題となったのは、譲渡時の価格である。車両などの減価償却資産は、土地や建物のように不動産市況の動向により時価が変動するような資産ではなく、また、取引市場が確立しているものでもなく、むしろこれらの資産は時価を算定することが困難な資産という位置づけにある。そこで、減価償却資産については、減価償却の考え方にある価値の減少を数値化した減価償却費を控除した後の帳簿価額を、その時点での「価値」、「時価」として取扱うのが一般的となっている。帳簿価額は、その年1月1日から譲渡時までの減

価償却費を控除するか、控除しないかは選択できることになっている⁽¹⁾。それぞれの方法を選択した場合、結果的に次のような違いがある。年の中途で譲渡した場合の減価償却費の取扱いは、所得税の規定では「その年12月31日において有する資産について減価償却費を計上する」となっているため、原則として、その年1月1日から譲渡日までの減価償却費の計算はしないこととなる。しかし、譲渡日までの期間に対応する減価償却費を計上することも認められている。結果的に、譲渡所得の計算における取得費が、その減価償却費を控除しない帳簿価額か、控除した帳簿価額かの違いになる。つまり、譲渡した日までの減価償却費が事業所得上の必要経費となるのか、譲渡所得上の取得費の一部となるかの違いとなる。また、最近では、車両運搬具などは、買取業者もあり買取価格の見積額をもって時価とするのもひとつの方法となっている。

いずれにせよ、個人が会社に対して資産を譲渡し、会社はそれを取得する。会社側での留意点としてはその減価償却資産は必ず中古による取得となるので、減価償却費の計算をする上で見積もり耐用年数を使用することができることとなるくらいである。

しかし、消費税を留意した場合には、会社設立時の資産の移転は一筋縄ではいなくなる。

3 消費税課税の問題

現況の税慣行では、個人事業を営む個人が法人を設立したからといって、そこで使用していた個人所有の不動産がたとえ事務所として使用していたものであっても、それを容易に会社に譲渡することは通常しない。それは不動産の価格や登記などの手間、所有権移転に伴う税負担などもその理由にあげられる。

(1) 所得税基本通達49-54

大規模な法人を設立するのであれば、それなりの資本力も備わっているかもしれないが、小規模企業者による法人成りであれば、その資金力を考慮すれば、会社設立をしたからといって同時に不動産を会社へ譲渡することは合理的ではない。現物出資による出資形態を選択することも可能であるが、通常は、賃貸という手段をもって、法人での使用を可能としているのが現状である。このときに最も注意したいことは消費税の課税である。不動産であれば通常は賃貸で使用することとなるが、車両であれば比較的安価であるために譲渡するという手段も視野に入る。しかし、消費税の負担を考慮すれば、そのような手段による法人成りは、節税どころか増税を引き起こす結果となってしまうために注意しなければならない。

個人事業者が課税事業者であっても、法人成りをした法人の資本金が1千万円未満であれば、設立事業年度については課税事業者を選択しない限り通常は免税事業者となっている。そのために、資産を譲渡により移転した場合には、個人側では消費税の課税取引となり比較的大きな消費税の負担が生じてしまうが、それを取得した法人側は免税事業者であるためその消費税額は結局当事者が一方的に負担すべきものとなる。仮に法人側で原則課税として課税事業者の選択をしていれば、車両の購入は仕入税額控除の対象となるため、個人で納付する消費税は、法人側で仕入税額控除という形で取り戻すことが可能である。しかし、これはあくまでも税法上の机上の理論であり、そのためだけに課税事業者を選択することは実務では決してない。法人成りではなく、一から新規事業の立ち上げに伴う会社の設立で、事業開始に伴う初期投資額が多にあるのであれば、それなりのメリットも見いだせるかもしれないが、小規模企業者の法人成りについては、あくまでもその実態は

事業を継続しているなかで、組織変更をするだけなのである。特別な設備投資など通常はない。

そこで、実務的には次のような取引形態が活用されることとなる。

4 消費税の負担を軽減する

それは、使用していた事業用資産を個人事業者が譲渡せず不動産と同様に、会社に賃貸することである。今までの税慣行では不動産以外の資産については、それを譲渡する手法を用いることが多かったためか、この取引形態は一見租税回避ではないかと誤解される憶測を生むが決してそうではない。先にも述べたとおり、現代の小規模企業者における法人成りは特別な会社設立のスタートアップではなく、その実態はあくまでも個人事業を継続しながら組織変更をしていく上での通過点でしかない。

つまり、使用している所有資産を法人へ譲渡するという税慣行自体がその担税力や資金力を考慮した場合に合理性に欠ける行為であるということが出来る。法人側の資金や個人と法人を総合して捉えた場合には、現に個人で使用してきた事業用資産を設立と同時に法人に譲渡するという行為は、その法人が外部の者でない以上、個人から法人へその資産が物理的に移動したのではなく、形式的に所有権の移転をしたにすぎず、そこに担税力などは発生していない、ということが税制度として考察すべき現実である。

消費税の問題が存在しなかった過去の税制上では、資産を譲渡した場合であっても、時価による取引価格による譲渡をすれば、そこに税金の負担などは生じなかったのだが、消費税を留意した場合には、所有資産の運用の仕方次第では、思わぬ税負担が強いられる結果となるのである。

なお、所有している資産を譲渡するか賃貸

するかは選択は、当事者である個人と法人で決めるべきことであり、第三者が介入することではない。

では、次に賃貸をした場合についての課税の仕組みについて考えたいと思う。

5 所得税における課税区分

その賃貸収入の所得区分は、「雑所得」又は「事業所得」になるが、その所得区分についてのポイントを説明する。

「雑所得」と「事業所得」の違いは、その貸付けの規模が、事業的規模があるか否かにより判断される。事業的規模の判断基準は、これといった明確なものではなく、通常は社会通念上、事業と称するに至る程度の規模で営まれているかどうかにより判断される。法人成りに伴い、事業用資産を賃貸した場合は、本業では法人成りはしたものの個人事業自体が継続しているため、その賃貸収入はあくまでも副業的なものになる。その場合は雑所得として取扱われるのが一般的である。

しかし、賃貸する事業用資産が多数あったり、その賃貸収入も多額で、その収入だけでも十分に生計をたてることのできるような賃貸規模なのであれば、それは事業的規模として事業所得になると判断すべきこととなる。

「雑所得」と「事業所得」とでは、損失が出た場合に、「雑所得は損益通算ができない」、「事業所得は損益通算ができる」という違いがあるが、このほか、雑所得と事業所得の取扱いの違いなどについて補足するとすれば、「青色申告の適用があるか否か」というポイントがある。雑所得は、青色申告の適用がないため、青色申告特別控除の適用もない。

事業的規模とは、不動産所得については、形式的な判断基準として、5棟10室以上の貸付規模があれば、それが事業的規模と判断される。しかし、事業所得と雑所得の事業的規模の判断基準については、明確な基準はない

が、社会通念上、事業と称するに至る程度の規模で営まれているかどうかを、様々な要素を総合勘案して客観的に判断することとなる。

参考：事業的規模の判断要素とされる一例

- ①自己の計算により独立して営まれているか
- ②経営の危険性やリスクは負っているか
- ③営利を目的としているか
- ④有償により営んでいるか
- ⑤取引に継続性や反復性はあるか
- ⑥①から⑤を遂行する意思や社会的地位があるか
- ⑦取引に費やした労力の程度
- ⑧人員の配置・設備の程度
- ⑨取引の目的は何か
- ⑩営む者の職歴・社会的地位・生活の状況など

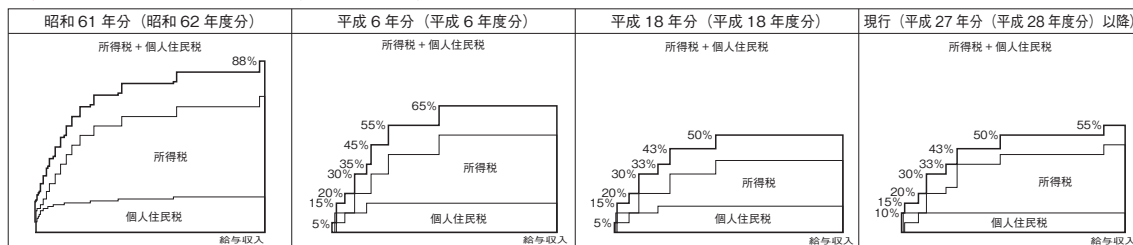
Ⅲ 社会保険料の負担

1 法人成りに節税の効果はない

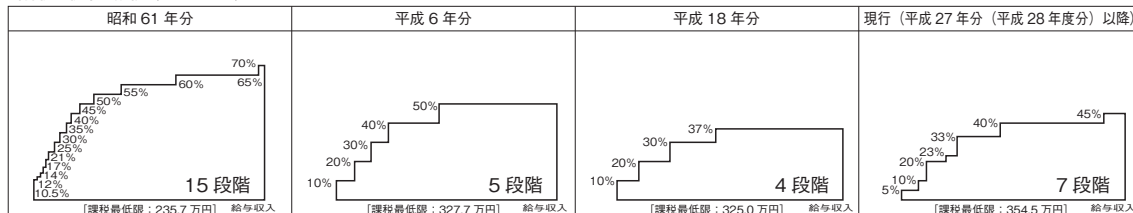
法人組織にするメリットは近年の税制改正や社会保険関係の改正によりなくなってきているといっても過言ではない。以前は所得税における高額な累進税率等（住民税と合わせた最高税率は76%であった。）により、一定金額以上の課税利益を生ずる事業であれば、法人組織にした方が節税になる、と謳われていた。しかし、所得税や法人税の税率の減税措置の傍ら社会保険料の負担が一方的に増加している傾向にあるため、現代での法人成りは税金上のことを考えれば節税の要素はなく、むしろデメリットであるとさえ言われている。

月額報酬50万円（年収600万円）における健康保険料と厚生年金保険料の負担額など

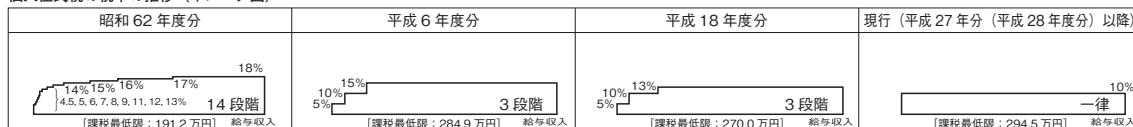
図表 所得税の税率の推移（イメージ図）（2）



所得税の税率の推移（イメージ図）



個人住民税の税率の推移（イメージ図）



(注) 1. 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。（住民税（63年度）の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%）

2. 昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。（住民税（元年度）の最高税率は15%、住民税と合わせた最高税率は75%）

(参考) 最高税率の見直し（25年度改正）

(40歳の場合、東京都、令和4年3月分からの保険料額表⁽³⁾で試算)は次のようになる。もちろん法人成りを視野に入れての負担額であるので、法人負担分と個人負担分の合計額で考える。なお、計算を複雑にすると論点がずれるため、個人住民税は概算計算をし、雇用保険料や青色申告控除、復興特別所得税などその他詳細な要素は考慮せず端的に概算計算をして比較する。

●法人成りをした場合の社会保険料等	
社会保険料	57,250円
厚生年金保険料	91,500円
月合計	148,750円

年合計 1,785,000円

法人成りをして、利益が600万円と仮定し給与を600万円として設定した場合の所得税等の計算

給与所得控除後の金額 4,360,000円

課税所得金額

4,360,000円 - 892,500円(折半分社保控除) - 480,000円(基礎控除) = 2,987,500円
→2,987,000円

所得税 201,200円

住民税(概算) 298,700円

(2) 財務省HP 所得税の税率の推移（イメージ図）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/033.htm

(3) 全国健康保険協会HP 令和4年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表（東京都）
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r4/ippan/r40213tokyo.pdf>

①合 計	499,900円
②法人住民税（均等割）	70,000円
③社会保険料等	1,785,000円
総合計	<u>2,354,900円</u>

●法人成りをしない場合の健康保険料等
（所得金額600万円，東京都港区加入者数
1人で計算）

健康保険料	710,100円
国民年金保険料	199,080円
年合計	<u>909,180円</u>

法人成りをしない場合

所得金額が600万円の所得税等の計算
課税所得金額
6,000,000円 - 909,180円（社保控除） -
480,000円（基礎控除） = 4,610,820円 →
4,610,000円

所得税	494,500円
住民税（概算）	461,000円
事業税	155,000円
①合 計	1,110,500円
③健康保険料等	909,180円
総合計	<u>2,019,680円</u>

上記の場合，税金のみで計算した場合の負担額は法人成りをした場合には，①と②を合計して569,900円であるのに対して，法人成りをしなかった場合には，①1,110,500円となり，一見法人成りをした方が税負担が少なくなるように見える。しかし，その実態は社会保険料の負担が重くのしかかるため，所得金

額が600万円であった場合には，結果的に法人成りをしない方が総負担額は少ない結果となる。

2 社会保険料との攻防

事業が軌道に乗り，法人成りを検討することで実際にネックとなるのが社会保険料の負担である。個人事業であれば，たとえ従業員を雇用していても5人未満の事業所であれば，社会保険への加入は任意とされている。しかし，この社会保険への加入は，会社組織となれば，強制加入というルールになっている。

[法律で厚生年金保険および健康保険の加入が義務づけられている事業所]⁽⁴⁾

- (1) 常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する法人事業所
- (2) 常時5人以上の従業員が働いている事業所，工場，商店等の個人事業所

このため，社会保険に加入すると，従業員に支払う給与についても，会社負担の保険料が新たに発生することとなる。

法人成りはそこそこの規模の事業者にとっても，このデメリットの要素があるために，躊躇され消極的になっている傾向がある。

そこで，そのデメリットを少しでもメリットに変えることが検討される。そのひとつではあるが，Ⅱで説明したように個人事業においてなんらかの事業所得や雑所得によって，設立した法人からの収入があるのであれば，個人の収入財源において高額な給与を設定する必要はなくなる。つまり，社会保険による高額な負担を強いられる必要もなくなり，また国民健康保険料や国民年金保険料よりも更

(4) 日本年金機構HPより

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150310.html>

に少ない負担額の保険料へ変化する結果となることがある。

このときに設定する給与については、月額60,000円ともなれば、上記と同様に東京都の令和4年3月分からの保険料額表⁽⁵⁾で試算してみると、会社負担と個人負担の健康保険料は合わせて6,641円で、厚生年金保険料は16,104円となる。それらを合計した月額保険料は22,745円、そして年額の保険料はなんと272,940円となるのである。社会保険に加入している場合には、給与と別に他の所得があったとしても国民健康保険等への加入は必要ない。

このとき、事業で使用する不動産や車両などの賃貸収入の適正額が仮に月額440,000円として算出されるのであれば、給与収入の60,000円と合わせて500,000円を家計に持ち帰ることが可能となる。無理に所有資産を譲渡して消費税の税負担が増えるよりも、賃貸をして定期的な収入を得る方がむしろ合理的な取引形態となる所以がここにある。ここで注意を喚起しておきたいことがある。それは、個人や法人の税負担を軽減するために、ありもしない所得を創作したり、実働しない会社を設立して役員報酬のみを設定するような不正の行為が見受けられることがあるが、それは紛れもなく税制上の脱税行為となり認められるものではない。また、Ⅱにおける事業用資産を賃貸により運用する場合には、その賃貸料については合理性のある賃貸料をもって、その適正額とされなければならない。当事者にとって都合の良い合理性の欠如した金額設定は、租税回避行為とみなされる可能性があるので注意が必要である。

Ⅳ 個人成りの実務

最後に個人成りの実務について、注意点を述べて結びにする。

個人成りを検討する際に、会社を解散する手続きを踏まず、「休眠」という手法をとる方法が散見される。

「休眠」とは、法人の清算手続きをせずに、法人を法的に存続させる状態で、事業活動を停止する状態をいう。つまり、実質上はこの先、営業活動を行わないということを前提とした法人が、法人である事業実態を凍結させるために行う手続きが「休眠」となるので、営業活動の実態があるにもかかわらず、会社を「休眠」させるということは、その行為に合理性がないものと判断される可能性がある。

つまり、これらの「休眠」という行為の結果、仮に税負担が不当に減少している場合には、営業活動は実際に継続されているわけであるから、「休眠」という行為自体が租税回避行為であると認識される可能性がある。

解散による清算手続きなどの事務負担や費用などを軽減させるために、やむなく「休眠」という手段によって個人成りをしている事業者は少なからず存在しているようだが、その手段は正確には間違えた手段となるので、注意が必要だ。個人成りに伴う法人の廃業については、手続きの簡素化、費用の節約なども考慮して、「休眠」の手続きの方が適していると考えがちだが、そこに営業活動が存続している場合には、正しくはケジメとしての解散手続きはきっちりとしておくべきである。

(5) 前掲注(3)参照

諸外国における小規模企業の選択肢と税制～パス・スルー課税を中心として～

平野嘉秋●日本大学特任教授・税理士

I はじめに

各国は、主権に基づいて、それぞれの歴史や政治的、経済的背景をもとに独自の租税制度や法制度を定め、その結果、小規模企業の選択肢や課税関係についても国家によって相違している。小規模企業の課税関係については、大きく分類すると、パス・スルー課税、ペイ・スルー課税及び法人課税に分類される。しかしながら、我が国においては、パス・スルー課税及びペイ・スルー課税は馴染みが薄く、その利用も諸外国に比べ、少ないのが現状である。

現代社会においては、国際化、経済活動の複雑化及び働き方改革の進展等（シェアリングエコノミーやギグエコノミーの発展）に伴い、企業形態の多様化が急速に進展している。そのため、それに対応した税制の在り方を考えることが喫緊の課題となっている。その一つに小規模企業に対する課税の在り方があり、諸外国における小規模企業に対する課税を考察することは有益であろう。

本稿では、紙幅の関係上、多様な企業選択肢を有しその課税関係について興味深い変遷を遂げてきた米国、そして日本と租税制度及び法制度が類似しているながら近年、米国に倣

い“韓国版チェック・ザ・ボックス規則”を導入した韓国の小規模企業に対する課税の現状を中心に検証する。

II 米国における企業形態の選択肢と課税関係

米国においては従来、個人事業の他に、株式会社（専門職能法人及び協同組合を含む。）、ジェネラル・パートナーシップ（General Partnership：以下「GPS」という。）及びリミテッド・パートナーシップ（Limited Partnership：以下「LPS」という。）という選択肢が提供されてきたが、近年、企業の組織形態の選択肢が多くなっている。

一. 従来企業形態と課税関係

1988年に連邦所得税課税上の規制の主な変更が実施される前までは、個人事業よりも複雑な組織の企業を設立する企業家は、有限責任とするために、株式会社、専門サービスを提供する場合には専門職能法人、又は協同組合を設立してきた。

1 法人

法人（Corporation）形態は、本来、基本的には大企業向けに設計された形態で、所有と経営が分離された企業形態であるが、小規模の非公開会社、職業専門家にも利用されて

いる。株式会社は経営を中央集権化し、運営機関は法律により定められ、株主が選任した取締役と、取締役が任命した役員により構成される。株主は、会社を支配する権限を奪われるが、債権者に対する責任は制限され、(会社の法人格が否認される例外的な場合を除き)有限責任となる。米国内国歳入法 (Internal Revenue Code: 以下「IRC」という。)の下では、法人には基本的に法人課税が適用されるが、特定の法人に対しては、選択により、パス・スルー課税、ペイ・スルー課税が認められる。

(1) C法人

我が国の株式会社に相当する法人は、IRC Subchapter Cに規定される法人 (corporation) で、C法人 (C corporation) と呼称されている (IRC § 1361(a)(2))。米国では、IRC上、法人及び株主はそれぞれ独立したものと扱われ、法人が稼得した所得に対しては法人課税がなされ、株主の配当に対する軽減がなされず、経済的三重課税の状態が保持されている⁽¹⁾。C法人の課税年度は自由に選択でき、税務申告については、様式1120を用いて米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」という。)に法人所得税の申告をしなければならない (IRC § 6012(a)(2))。

(2) S法人

上記のとおり、C法人の場合、その所得に対して法人税が課されるが、IRC Subchapter Sの要件 (①株主数は100人以内であること、②株主は非居住外国人、法人、パートナーシップでないこと、③株主は個人、遺産財団、特定信託であること、④発行株式は1種類だけであること等) (IRC § 1361, Reg. § 1.1361-1 (b))を満たし、全株主の同意によりS法人 (Subchapter Sが適用される法人)

としての選択を行えば、パス・スルー課税 (法人段階の所得・利益・損失及び控除項目 (特定のキャピタル・ゲイン及び特定の収益を除く。))は、課税年度ごとに持株数に応じて各株主に割り当てられ、株主の段階で課税)を享受できる。つまり、米国内の小規模法人 (small business corporation) は、IRC上のS法人となることを選択することにより、パス・スルー課税の適用を受けることができ、通常の株式会社にみられる配当に係る経済的三重課税を回避することができる。

S法人の課税年度はC法人と異なり、原則として暦年であり、Subchapter Sに規定されている事項以外の取扱いについてはC法人と同一の取扱いが適用される。S法人の税務申告については、様式1120S及びスケジュールK-1を用いてIRSに提出しなければならない (IRC §§ 6072 (b), 6037 (b), Reg. §§ 1.6012-2, 1.6081-3)。

S法人制度は1958年にIRCにおいて創設されたが、その創設の趣旨について「法人税と個人事業主の課税のバランスを取るためにS法人が導入されている。… (中略) …S法人制度は、単なる法的な組織形態の選択によって生じる税負担の相違を緩和し、税制が経済に歪みを生じさせることを防ぐための規定であり、S法人の大部分の経済的実態は個人事業と異なる」と政府税制調査会海外調査で報告されている⁽²⁾。

つまり、投資及び企業経営の意思決定に税負担の相違を考慮することなく、企業形態の選択を可能ならしめ、独立自営業者やパートナーシップと同規模、同程度の事業が行われる場合には同様の課税を行うのが望ましいというものであり、税制が経済に歪みを生じさせないようにされている。

図表1のとおり、米国におけるS法人の利

(1) Leandra Lederman, UNDERSTANDING CORPORATE TAXATION (Lexis Nexis 2002), at 1.

(2) 税制調査会「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ、カナダ) (平28.5.16総30-3)」4頁。

用は拡大しており、S法人のIRSへの申告件数は、1990年には約158万件（全法人の申告件数約372万件のうち約42%を占めていた。）であったが、その後も増加の一途をたどり、2015年には449万件（全法人の申告件数約612万件のうち約73.4%を占める。）に至っており、これは、C法人の約3倍の数である。そして利用業種も多岐にわたっている。

（3）リック及びリート

イ）リック（RIC）

リック（Regulated Investment Company：以下「RIC」という。）とは、1940年投資会社法（the investment company act of 1940）に基づき登録された（同族持株会社以外の）内国法人及びベンチャー・キャピタルで、①総所得（gross income）の90%以上が配当、利子及び特定の証書貸付（loan securities）に係るもの、並びに株式及び証券の売却又はその他の処分による利得であること、②通常所得及び免税利子所得の90%以上を株主に分配すること等といった一定の要件を満たすことにより、RICが稼得した所得のうちRICの

株主に分配された金額については、RICの段階では連邦所得税は課されない。つまり、ペイ・スルー課税が適用される（IRC § 852(a)）。
ロ）リート（REIT）

リート（Real Estate Investment Trust：以下「REIT」という。）は、複数の不特定多数の投資家から集めた資金をプールし、それらを不動産に投資し、保有資産の分散化によってリスクを分散させるとともに、投資家に収益を配当金として分配する。

従来、法人課税が適用されるbusiness trust⁽³⁾をピークルとしていたが、1960年にREITについてRICの規定（ペイ・スルー課税）が適用されることになり、さらに、1976年に株式会社をピークルとしてもREITとして扱われるようになった⁽⁴⁾。現在、不動産流動化を勧める金融商品として、ニューヨーク証券取引所や米国店頭株式市場などで一般の株式と同様に上場されており、小口投資家は通常なら手元資金で購入できないような不動産を購入する機会をREITに投資することにより享受することができる⁽⁵⁾。

図表 1 米国における企業の申告件数

区分	1990年	1995年	1998年	2000年	2010年	2015年
全体	20,052,917	22,478,939	24,113,044	25,007,504	32,065,862	35,060,997
法人	3,716,650	4,474,167	4,848,887	5,045,273	5,813,725	6,119,565
(C法人)	2,136,032	2,312,382	2,249,970	2,172,705	1,671,149	1,611,236
(RIC&REIT)	5,526	8,666	10,829	12,090	15,022	20,993
(S法人)	1,575,092	2,153,119	2,588,088	2,860,478	4,127,554	4,487,336
パートナーシップ	1,553,529	1,580,900	1,855,348	2,057,500	3,248,481	3,715,187
(GPS)	1,267,760	1,163,376	1,015,678	936,564	590,512	582,338
(LPS)	285,769	298,965	369,012	402,232	374,889	406,996
(LLC)	n.a.	118,559	470,657	718,704	2,090,019	2,515,073
Sole Proprietorship	14,782,738	16,423,872	17,408,809	17,904,731	23,003,656	25,226,245

See, IRS, SOI Tax Stats -"Table 1. Number of Returns, Total Receipts, Business Receipts, Net Income (less deficit), Net Income, and Deficit, by Form of Business, Tax Years 1980-2015 (https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-integrated-business-data : 最終閲覧日2022年11月20日)。

- (3) IRC上、課税の公平の観点から、経済的実体として株式会社やパートナーシップと同様の機能を果たすbusiness trustに対しては法人課税が適用される（伊藤公哉『アメリカ連邦税法 第4版』（中央経済社2009）554頁）。
- (4) 現在、REITを発行するピークルとしてbusiness trustが用いられる場合とcorporationが用いられる場合があり、business trustの場合には受益証券が発行され、corporationの場合には株式が発行される。

REITは、IRCにおける一定の要件（IRC § 856-857）を満たす場合、REITそれ自体は株主に分配した所得については連邦所得税が課されない（IRC § 857）。つまり、ペイ・スルー課税が適用される。パス・スルー課税と異なり、所得のみが配分され、損失は配分されないため、損失はREITに留保され、投資家の段階ではその他の所得と相殺控除されない。REITの主なメリットとしては、経済的二重課税が回避できると同時に、上場証券であるため流動性が高いという点があげられる。

2 パートナーシップ

パートナーシップは、基本的にGPSとLPSに分類される。

(1) GPS（ジェネラル・パートナーシップ）

GPSは、株式会社形態とは著しく対照的である。2人以上の無限責任を負うジェネラル・パートナーから構成され、明示の契約なしに、また、州への届出その他の手続なしに、設立することができる唯一の企業形態（個人事業を除く。）であり、小企業、家族内企業及び複雑でない事業に用いられている。

(2) LPS（リミテッド・パートナーシップ）

LPSは、通常、別の法律により律せられるが、そのパートナーは2つの類型、即ち無限責任を負うジェネラル・パートナーと有限責任を負うリミテッド・パートナーに区分される。ジェネラル・パートナーは、パートナーシップを運営する独占的権利を有し、株式会社の取締役やや類似した忠実義務を負い、債権者に対しては連帯無限責任を負う。リミテッド・パートナーは、パートナーシップ契約において特別に許諾されている場合を除き、代理権又は経営権を有しないし、人的責

任を負わず、有限責任となる。この点でリミテッド・パートナーは、株式会社の株主に類似している。

(3) 課税関係

1954年のパートナーシップの課税に関するIRC subchapter Kの立法過程においては、「実体説」と「集合体説」の両理論による影響が及ぼされた。その結果、IRCは両理論の衝突を残したままであり、IRCにおけるパートナーシップの課税にもこの二面性が随所に反映されている。つまり、個人の集合体（又は単なる団体）として取り扱われてパス・スルー課税が適用されるが、法的主体に類似するものとして取り扱われ、パートナーシップそれ自体納税義務はないが、情報申告書（information return：様式1065と別表K-1）をIRSに提出することが義務付けられている（IRC § 6063）。

IRC上、「パートナーシップ」という用語には、会社、信託、不動産以外の、マルチ・オーナー型の企業がすべて含まれており、IRC上のパートナーシップに該当するか否かの判断基準となったのが、当初はキントナー規則⁽⁶⁾であった。また、パートナーシップはタックス・シェルターの手段として利用されることから、財務省は、その利用を制限する方向に重点を置いてきた。その例として、1986年税法改正のきっかけとなった大統領に対する1984年財務省報告における「36名以上のパートナーから成る一定の大規模LPSを法人として扱うべきである」との提案があげられる。しかし、大統領は採択せず、税制改正においては採用されなかった。しかし、1987年に若干改正がなされ、持分が証券市場で取引され

(5) 我が国ではRIC及びREITをモデルとした投資法人及び特定目的会社制度が平成10年に創設され、現在、日本版リートは投資家に人気を博している。

(6) キントナー規則とは、①企業の継続性、②運営管理の集中、③有限責任性、④持分の自由譲渡性という4要件による法人類似性基準（four-factor corporate resemblance test）であり、米国最高裁のMorrissett v. Commissioner事件判決とUnited States v. Kintner事件における米国第9巡回控訴裁判所（Ninth Circuit Court of Appeals）の意見を成文化したものであった。

る公開取引パートナーシップ (Publicly Traded Partnerships) を法人として扱うことになった。

現行の取扱いは、原則として、パートナーシップそれ自体は納税主体とならず、パートナーシップが稼得した所得は、各パートナーにパス・スルーされ、各パートナーが申告する。パートナーシップから配分される所得、損失等は、各パートナーの課税所得を算定する上で各パートナーの他の所得と合算され、各パートナーがそれについて納税義務を負う。各パートナーにパス・スルーされる所得等の性格もパートナーシップ段階での所得の性格が維持される性格維持原則が採用されている。

図表1のとおり、パートナーシップの利用は拡大しており、1990年にIRSに申告書を提出したパートナーシップは約155万件であったが、その後も増加の一途をたどり、図表2のとおり、2019年においてIRSに申告書を提出したパートナーシップは約382万件、パートナーの数は約2,527万であり、毎年増加している。また、パートナーシップで行われている業務は沿革的にも不動産の賃貸及びリース業務が多く、2019年においても全体の約50%を占める。

3 レミック (REMIC)

種類の異なる複数のローンのをひとまとめる証券化には、税務上制約があった。その

ため、その制約を一部緩和し、不動産金融の流通市場を拡大する目的で1986年税制改正によりIRCに第860条A～Gが追加され、レミック (Real Estate Mortgage Investment Conduit: 以下「REMIC」という。) が創設された⁽⁷⁾。

REMICは一定の要件を満たす場合、REMICそれ自体は稼得した所得について課税されず、REMICの持分の権利者の段階で個々に課税され、経済的二重課税は排除される。つまり、REMICが発行する証券を保有する投資家 (いわゆる「正規持分権」を有する投資家) は債券の所持人とみなされ、REMICから支払われる利息については受取利息として課税される。また、REMICのエクイティーに対する投資家 (いわゆる「残余持分権」を有する投資家) は原則として、REMICで生じた所得がパス・スルーされ課税される。ただし、例外として、「禁止取引」 (Prohibited Transaction) については、REMICそれ自体が課税される (IRC § 860F (a))。

4 独立自営業者 (Sole Proprietorships)

独立自営業者は、法人 (corporation) 又はLLCとして登録されていない、事業を個人で所有及び運営し、事業上の無限責任を負う企業 (個人企業) である。IRC上、個人所得税に関しては、伝統的な申告納税制度が採用されており、稼得した所得は個人が納税義務

図表2 米国におけるパートナーシップ及びパートナーの数と利用業種 (2019)

Item	All industries	Real estate and rental and leasing	Finance and insurance	Professional, scientific, and technical services	Construction	Agriculture, forestry, fishing, and hunting
Number of partnerships	3,821,470	(1,939,483)	(343,714)	(254,692)	(138,007)	(136,353)
Number of partners	25,269,018	(8,263,287)	(6,795,301)	(963,706)	(435,169)	(458,271)

See, IRS, SOI Tax Stats - "Table 1. All Partnerships: Total Assets, Trade or Business Income and Deductions, Portfolio Income, Rental Income, and Total Net Income (Loss)", by Industrial Group, Tax Year 2019 (<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-partnership-statistics-by-sector-or-industry>; 最終閲覧日2022年11月20日).

(7) Added Pub. L. 99-514, title VI, Sec. 671(a), Oct. 22, 1986, 100 Stat. 2309, and amended Pub. L. 100-647, title I, Sec. 1006(t) (20), Nov. 10, 1988, 102 Stat. 3426 (https://irc.bloombergtax.com/public/uscode/doc/irc/section_860a; 最終閲覧日2022年11月20日).

を負う (IRC § 1, Reg. § 1.1-1 (b))。

二. 従来の企業選択におけるジレンマ

1988年以前に利用されていた企業組織形態の中から、企業形態を選択するに当たっては、通常、有限責任の重要性と、パス・スルー課税から得られる利益を比較考量して企業形態を選択してきた。

株式会社等の持分所有者の責任はすべて有限責任であるが、企業と構成員の二段階で課税される。即ち企業の段階で事業利益に課税され、個人の段階でオーナーに分配された利益に課税される。株式会社がS法人の適用(パス・スルー課税)を選択した場合には、企業段階での課税を回避することができるが、一定の制限、要件を満たすことが条件とされる。GPSとLPSは、パス・スルー課税を受け、企業段階での課税を回避することができるが、少なくとも一部のオーナーが事業負債に対して無限責任を負うという犠牲を払わなければならない。

上述のとおり、従来の組織形態の企業はいずれも、有限責任とパス・スルー課税という2つのメリットを、同時に受けることはできなかった。そこで企業は新しい企業形態を求め、米国の各州議会はその要望に応えた。

三. 新しい企業形態と課税関係

1980年代と1990年代に、従来の企業組織に代わって、新しい企業組織が利用されるようになっていった。LLC, LLP及びその変形組織であるLLLPである。州議会の意図は、パートナーシップに適用されるパス・スルー課税が適用され、さらに株式会社の特質(特に投資家の有限責任)をできるだけ多く、企業に提供することにあつた。パス・スルー課税が

適用されると、企業段階での課税を回避することができる。新しい組織形態は、内部管理の組織形態を選択する場合、柔軟に対応していくことができる。一旦ある州で新組織形態が利用されるようになると、その他の州も、遅れてはならないと、速やかにそれに倣っていった。

1 LLC

LLCは、米国において近年発展した事業組織の中で最も興味深い形態の一つであり、不動産、合弁事業、ハイテク事業、ベンチャー企業及びベンチャーキャピタルへの投資手段として注目され、我が国企業の対米進出の手段としても急増している。各州のLLC法の細部においては州によって異なる点もあるが、基本的な点についてはほぼ同一であり、LLCの所有者(以下「メンバー」という。)は株式会社における株主が法人債務に対する責任を保護されるのと同様の方法でその事業についての個人的責任が法によって保護される。株式会社に類似しているが、その他の多くの点では、パートナーシップに類似している。

LLCは、1977年にワイオミング州に設立されたのを嚆矢とするが、当初は余り注目されなかった。州の立法府に大きな衝撃を与えた重要な事件は、1988年に実施された財務省の個別通達であった。この通達によりLLCにパス・スルー課税が認められることになった⁽⁸⁾。LLCの利益は、「メンバー」と呼ばれるオーナーに直接配分され、法人に適用される経済的二重課税を回避することができるようになった。個別通達が出されてから、LLCは速やかに全国に広まり、1996年までに、全州で利用されるようになった。

現在、LLCは稼得した所得について、チェック・ザ・ボックス規則⁽⁹⁾により、法人とし

(8) 1988年にワイオミング州のLLCがパートナーシップとして扱われることを初めて認められた。その後、IRSは、各州のLLCをパートナーシップとして認める判断を次々に行っていった。LLCは有限責任を有しているため、組成する際、運営管理の集中、企業の継続性、持分の自由譲渡性という法人類似性の3つの要件のうち2つの要件を欠く定款等を有することにより、IRC上はパートナーシップとして取り扱われたのである。

での課税とパートナーシップとしての課税のいずれかを選択することが認められており、その結果、企業経営者は、有限責任を犠牲にすることなく、パートナーシップという最も都合のよい税務上の取扱いを選択できる。このように有利な点があるので、米国ではLLCは急速に普及し、図表1のとおり、1995年におけるLLCの税務申告件数は約12万件であったが、年々増加の一途をたどり、2015年には約252万件となっている。

2 LLP

LLP（場合によっては、登録LLPと呼称されることがある）は1991年にテキサス州で設立されたのを嚆矢とし、基本的には、テキサス州で多くの金融機関が破綻したことに鑑み、弁護士その他の職業専門家の、パートナーの過失による使用者責任を制限するように設計されている。この組織は急速に広まり、1999年までに、全米50州及びコロンビア特別区で採用されるようになった。

既存のGPSがLLPに転換し、有限責任という保護を得ることができ、その組織形態をLLCに変更する必要はない。

パートナーシップがLLPとして登録された場合、パートナーはパートナーシップの債務に対する責任を制限する（有限責任とする）ことができる。しかしながら、パートナーは常に自己の過失、及び自己の監督下にある者の過失に対しては、責任を負わなければならない。契約上の責任についても、不法行為責任についても有限責任を認めている州が多いが、有限責任を契約上の債務に限定している州もある。また債権者の保護を目的として、定められた保険金額で保険をつけることを、

有限責任を認める条件としている法律もある。

LLPの特質は、同一ではないけれども、LLCの特質に極めて類似しており、最初にLLPが開発されていたならば、LLCは開発されなかったであろうという者もいる。この組織形態は特に、弁護士、会計士、その他の職業専門家に適している。いくつかの州では、LLPは職業専門家にのみ利用されている。

四. 小括

小規模企業組織の新形態であるLLC、LLP、及びLLLPは、ある意味では、連邦所得税の政策のうち見捨てられてきた政策の所産であるといえる。立法府は、新しい組織を認可し、基本的にパス・スルー課税を認め、非公開企業に有限責任を認めた。その後、連邦租税に関する規則が変更された。1997年に実施された「チェック・ザ・ボックス規則」は、会社形態をとっていない企業を、一定の特質（キントナー規則）に基づいて、会社のような「社団（association）」とパートナーシップに区分するという、伝統的な区分方法を放棄した。その代わりに、非法人形態企業は、希望する税務処理を選択すること（チェック・ザ・ボックス規則）ができることになった。その結果、米国において、LLC及びLLPという組織形態の利用は急増していった。

図表1のとおり、米国で、2015年にIRSに申告書を提出した件数は35,060,997件で、そのうちパートナーシップ（パス・スルー課税）による申告書の提出数は3,715,187件（内訳はLLCは2,515,073件、LPSは406,996件）であり、S法人を選択しパス・スルー課税を選択した

(9) 1997年1月1日以降組成された営利企業に対して施行されている「チェック・ザ・ボックス規則」では、営利企業のうち当該規則における「法人そのもの（per se corporation）」として扱われることが義務付けられていない営利企業を「適格企業（eligible entity）」といい、適格企業の所有主は、当該企業を法人又はパートナーシップのいずれに扱われるかを選択できる。ただし、構成員が1人の適格企業は、社団として扱われることを選択しない場合、構成員から独立した企業とはみなされず、独立自営業者（sole proprietorship）、支店又は所有主の一部として扱われる。チェック・ザ・ボックス規則は、独立した主体に適用される。

数は4,487,336件であった。パス・スルー課税が適用される企業数は毎年増加しており、法人課税が適用されるC法人の数は減少している。

Ⅲ 韓国における企業選択肢と課税関係

日本と租税制度及び法制度が類似する韓国においては、日本と同じように、株式会社のほかに合名会社及び合資会社、民法上の組合、商法上の匿名組合といった企業形態があり、従来、株式会社、合名会社及び合資会社といった会社形態には法人課税が適用されていたが、2009年1月1日以降、パス・スルー課税が選択適用できる、いわゆる“韓国版チェック・ザ・ボックス規則”が導入されている。

上述のとおり、従来、会社形態には法人課税が適用されていたが、2005年から2008年末まで、韓国では一部の合名会社・合資会社を対象にペイ・スルー課税が施行され、企業の段階で出資者に支払った配当を企業の損金に算入し、同時に、配当所得に対して30%の源泉徴収が行われた。その後、2009年1月1日からパス・スルー課税が施行されるようになった。

韓国税制においてパス・スルー課税が適用される企業は、2人以上が金銭若しくはその他の財産又は労務等を出資して、共同事業を営みながら発生した利益又は損失を配分するために設立した企業、具体的には、民法組合、匿名組合、合名会社、合資会社及びこれらの事業体に類似する企業が該当し、これらの企業は、自らの選択により、パス・スルー課税を適用することができ、企業の損益は各構成員にパス・スルーされ、各構成員のみが納税義務を負う⁽¹⁰⁾。

Ⅳ その他の国

企業の法的性格は各国で様々であり、課税関係も各国家間でも統一されていない。特に、パートナーシップのような人的企業にそのことがいえる。例えば、フランスにおいては、パートナーシップに相当するLa société en nom collectif (SNC) は構成員の選択により納税主体として扱われる。つまり、課税所得は当該企業の段階で算定され、原則としてその持分割合に応じて各構成員の段階で課税されるが、構成員は法人課税、即ち当該企業の段階での課税を選択することができる。

またドイツでは、日本の合名会社及び合資会社のモデルである人的会社 (Offene Handelsgesellschaft (OHG) 及びKommanditgesellschaft (KG)) は、税法上は各構成員への導管として機能し、当該企業が稼得した所得は、当該企業の段階ではなく、各構成員の段階でそれぞれの課税所得に算入され、構成員の性格により法人所得税又は個人所得税が課され構成員への導管として扱われる。

V まとめ

我が国においては、共同事業を行う場合、通常、株式会社が利用されてきた。株式会社の場合、出資者は有限責任を享受できるが、利益配分や権限等において柔軟性がなく、課税面においても企業と株主の2段階での課税(いわゆる“経済的二重課税”)が行われ、結果的に出資者への配当が少なくなる。また、法人段階で損失が発生した場合には、その損失は法人段階で留まり、その損失は出資者へはパス・スルーされず、出資者は他の所得と

(10) 平野嘉秋・林徳順「韓国パートナーシップ税制について」『租税研究728号』(2010) 223頁以下参照。

通算することはできない。その結果、事業活動や投資活動を行う上で、企業に法人課税が適用されるか、パス・スルー課税が適用されるかでは、税務上の結果が相違し、その相違は事業計画及び投資計画における主な関心事となる。

国際化、経済活動の複雑化及び働き方改革の進展等に伴い、小規模企業の組織形態の多様化が急速に進展している中、単なる法的な組織形態の選択によって生じる税負担の相違を緩和し、税制が経済に歪みを生じさせることを防ぐことは喫緊の課題であろう。また、小規模企業において、法人成りし、給与所得控除を用いて節税を行う事例(赤字法人問題)も多々ある。さらに近年では、従業員の給与や投資家へ分配せず企業に利益を留保する事例も多々生じている。このような問題に対する解決策として、パス・スルー課税は効果的

であろう。

2005(平成17)年に日本版LLCといえる合同会社が創設されるにあたり、それに対する課税についてパス・スルー課税が検討されたが、法人格を有していることから、パス・スルー課税は適用されないことになった。しかし、「合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討する」と立法段階である参議院法務委員会で附帯決議⁽¹¹⁾がなされている。

我が国の小規模企業税制の在り方につき、外国の制度も参考に活発な議論を進めるべきであり、米国のS法人制度をモデルとして一定の要件を満たす小規模事業者に対してパス・スルー課税を認めることも検討すべきであろう。

*

*

*

[参考文献]

- ・ Daniel Q. Posin & Donald B. Tobin, PRINCIPLES OF FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS (THOMSON 2005)
- ・ James E. Smis, William A. Raabe, David M. Maloney & Eugen Willis, TAXATION OF BUSINESS ENTITIES (THOMSON 2005)
- ・ William H. Hoffman, James E. Smis, William A. Raabe & David M. Maloney, CORPORATIONS, PARTNERSHIPS, ESTATES & TRUSTS (THOMSON 2005)
- ・ Richard T. Garrigan & John F. C. Parsons, REAL ESTATE INVESTMENT TRUSTS (McGraw-Hill 1997)
- ・ MARK A. Sargent & Walter D Schwidetzky, LIMITED LIABILITY COMPANY HANDBOOK (WEST 1998)
- ・ 伊藤公哉「アメリカ連邦税法 第4版」(中央経済社 2009)
- ・ 小川正雄「アメリカにおけるS法人の構造と課税関係」『税法学535号』(1996)
- ・ 北野富士和「米国連邦税法上の「S法人」をめぐる法的諸問題」『税法学577号』(2017)
- ・ 佐藤英明「新しい組織体と税制」『フィナンシャル・レビュー65号』(2002)
- ・ 水野忠恒「アメリカにおける中小企業課税—組合、法人及びSubchapter S法人の課税問題—」『日税研論集4号』(1987)
- ・ 平野嘉秋・林徳順「韓国パートナーシップ税制について」『租税研究728号』(2010)
- ・ 増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」『租税法研究30号』(2002)
- ・ 増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」『フィナンシャル・レビュー69号』(2003)

(11) 「第162回国会参議院法務委員会 第26号 平成17年6月28日」(<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/116215206X02620050628>: 最終閲覧日2022年11月20日)。